

装管調第10843号
令和6年6月13日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁調達管理部長
(公印省略)

納入物が報告書等のみの場合に係る受領検査実施要領について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：納入物が報告書等のみの場合に係る受領検査実施要領（企－共－00003）

写送付先：陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部装備計画部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、玉野防衛事務所長

防衛装備庁 個別受領検査実施要領		
表題	納入物が報告書等のみの場合に係る受領検査 実施要領	実施要領番号 企 一 共 一 〇 〇 〇 〇 三
		実施要領作成年月日 令和 6 年 6 月 1 3 日

1. 総則

1. 1 目的

この実施要領は、調査研究等に係る契約で、納入物が報告書等（報告書又はこれに類する書類（電子媒体を含む。）をいう。以下同じ。）のみの場合、その受領検査を実施するために必要な要領（以下「実施要領」という。）を定めることを目的とする。

1. 2 用語の意義

この実施要領において用いる用語の意義は、「中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令」（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 3 9 号）に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

2. 受領検査

2. 1 受領検査は「中央調達に係る標準受領検査実施要領について（通知）」（装管企第 3 0 2 号。2 7. 1 0. 1）の定めによるほか、次による。

2. 2 品質の確認

受領検査官は、報告書等の内容が仕様書の要求を満足しており、印刷が鮮明であること及び乱丁・落丁・その他の欠陥がないことを確認する。

また、報告書等を C D-R 等の電子媒体で納入する場合は、その電子媒体が仕様書の要求を満たしており、媒体外観に破損がないこと、その他の欠陥がないこと及び媒体の再生が可能であることを確認する。

報告書等の内容について疑義が生じた場合には、防衛装備庁物別官室と協議するものとする。

2. 3 数量の確認

受領検査官は、報告書等が仕様書に規定する部数どおりであることを確認する。

2. 4 提出書類の確認

受領検査官は、既提出書類を含む全ての提出書類が仕様書の規定どおりであることを確認する。

2. 5 給付の終了の届出受理

受領検査官は、契約相手方が給付の終了の届出をした場合は、納品書の内容と相違がないことを確認した上でこれを受理するものとし、相違がある場合には調達事業部物別担当官に通知し、その指示を受けるものとする。

2. 6 合格又は不合格の判定

受領検査官は、2. 2、2. 3 及び 2. 4 の確認を行った結果、仕様書に定める要求事項に合致している場合は合格、合致していない場合は不合格と判定するものとする。